

- ① 支給期間は3月であるが、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会の増加に至らなかった場合には、支給最終月の末日までに延長等の申請を行い、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において支給要件を満たしている場合、3月の延長が2回まで可能であること。再延長期間（7～9か月目分の受給期間）における求職活動等については、すべての申請者において2（2）アによる求職活動等を行うこと。
- ② 支給額は、3（1）の計算式に基づき算定すること。また、受給期間中に世帯収入額が基準額を下回った場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準額に基づく額）に達していない場合は、その時点で変更申請することにより支給額の増額が可能となること。
- ③ 住居確保給付金の支給額は家賃相当分（月額）であり、初期費用、共益費、管理費等は対象外であるため、自ら支払う必要があること。家賃額の一部支給の場合においても、実家賃との差額は自ら支払う必要があること。
- ④ 住居喪失者については、基本的には住宅扶助基準に基づく額以下の家賃額の賃貸住宅に入居すること。住居喪失のおそれのある者については、入居している賃貸住宅が住宅扶助基準に基づく額を超える家賃額であっても対象となるが、支給額は住宅扶助基準に基づく額が上限となり、自己負担が発生すること。
- ⑤ 申請月以降に支払うべき家賃に充てるものであり、滞納した家賃へ充当することはできないこと。
- ⑥ 支給開始月において代理受領の方法をとらない場合であって、支給期間中に代理受領の方法に変更することができる場合は、速やかに変更支給申請を行うこと。
- ⑦ 自立相談支援機関は、受給希望者に対し申請書への必要事項の記載等を助言する。
- ⑧ 受給希望者は、申請書に添付書類等を添えて、自立相談支援機関に提出する。
- ⑨ 自立相談支援機関は、本人確認書類を確認の上、不適正受給が疑われる場合等明らかに支給要件に該当しない者を除き、申請書を受け取る。添付書類等が整っていない場合は、提出を依頼する。

### （3）添付書類

支給申請者が申請書に添えて提出する書類は次のとおりである。

#### ア 本人確認書類の写し

次の本人確認書類のいずれかの写し

- ・運転免許証

- ・ 個人番号カード
- ・ 住民基本台帳カード
- ・ 一般旅券
- ・ 身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳
- ・ 各種健康保険証
- ・ 住民票の写し・住民票記載事項証明書
- ・ 戸籍謄本・戸籍全部事項証明書
- ・ 在留カード 等

本人確認書類の写しの提出があった場合は、必要に応じ、原本を確認し、原本の提示があった場合は申請者の同意を得て複写し、これを徴する。

ただし、個人番号カードについては、個人番号記載面は複写してはならない。

#### イ 離職等関係書類

- ① 申請日を起点に2年（2（1）イ①のやむを得ない事情に該当する場合は最長4年以内）に離職・廃業をしたことが確認できる書類の写し又は申請日において就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、当該個人の就労の状況が離職又は廃業の場合と同等程度の状況にあることを確認できる書類の写し
- ② 2（1）イ①のやむを得ない事情に該当する場合は、医師の証明書その他の当該事情に該当することの事実を証明することができる書類（必要最小限のもの）の写し

#### ウ 収入関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者のうち、収入がある者についての申請日の属する月の収入が確認できる書類の写し

#### エ 金融資産関係書類

支給申請者及び支給申請者と同一の世帯に属する者の申請日の金融機関の通帳等の写し

#### （4）求職活動要件の確認（図表 7-3 参照）

住居確保給付金の支給については、求職活動等を要件としていることから、自立相談支援機関は申請者に対して2（1）カ①又は②について説明を行う。

#### ア 公共職業安定所等での求職活動を行う申請者

- ① 自立相談支援機関は、公共職業安定所等への求職申込みを行っていない支給申請者（自立に向けた活動を行う申請者を除く。）に対し、申込みを勧奨する。
- ② 当該申請者（自立に向けた活動を行う申請者を除く。）は、公共職業安定所等から付与された求職番号を、住居確保給付金申請時確認書（様式 1-1 A 裏面）へ記載し、自立相

談支援機関に提出する。

- ③ 雇用施策等（雇用保険及び職業訓練受講給付金）の利用状況については、支給申請者の申告によるものとするが、自立相談支援機関は、必要に応じ、公共職業安定所等に対し求職申込み・雇用施策利用状況の確認を依頼する。また、緊急の場合は、支給申請者に求職申込み・雇用施策利用状況を確認する書類を交付し、支給申請者が公共職業安定所等に持参し確認を得て再び提出するよう指導する。

## イ 自立に向けた活動を行う申請者

- ① 以下のイ）からハ）に沿って経営相談先への相談申込みを指示する。
    - イ）自立相談支援機関において、
      - a 相談者が離職・廃業の者が休業等による収入減少の者が確認する
      - b 休業等による収入減少の者の場合、被雇用者（シフト減など）か自営業者か確認する
      - c 自営業者で経営改善の意欲があり、相談内容が経営改善に関する場合、経営相談先の役割（どのような相談先なのか）について確認の上、説明する
    - ロ）相談者（又は自立相談支援機関）は、経営相談先において、「事前相談（※）」を受ける

※ 継続的に経営相談を受ける前に実施するもの

  - ハ）自立相談支援機関は、事前相談の内容を相談者から確認した上で、経営相談先への相談の申込みを指示する
- ② 支給申請者は、経営相談の申込みを行った経営相談先について、住居確保給付金申請時確認書（様式 1-1A 裏面）へ記載し、自立相談支援機関に提出する。
- ③ 申請者の相談内容が経営相談ではない場合及び経営相談の申込みにおいて、経営相談先から公共職業安定所等での求職活動等を行うことが適当と助言等を受けた場合、申請者は当該助言等を自立相談支援機関へ報告し、自治体は、公共職業安定所等での求職活動を行うよう指示し、上記アによる確認を行う。

## （5）申請書の写しの交付

自立相談支援機関は、提出された申請書に担当印を押印等し、その写しを交付する。その際、住居喪失者に対しては「入居予定住宅に関する状況通知書」（様式 2-1。以下「予定住宅通知書」という。）、住居喪失のおそれのある者に対しては「入居住宅に関する状況通知書」（様式 2-2。以下「住宅状況通知書」という。）を交付する。

## （6）住居の確保及び賃貸住宅の貸主等との調整

### ア 申請者が住居喪失者の場合

- ① 自立相談支援機関は、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産媒介業者や、地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、住居確保の

ための支援を行う。

- ② 支給申請者は、不動産媒介業者等に申請書の写しを提示して、当該業者等を介して住宅を探し、住居確保給付金の支給決定等を条件に入居可能な住宅を確保する。
- ③ 不動産媒介業者等は、支給申請者の入居希望の住宅が確定した後に、支給申請者が持参した予定住宅通知書に必要事項を記載して、支給申請者に交付する。
- ④ 支給申請者は、交付を受けた予定住宅通知書を自立相談支援機関に提出する。【（様式 1-1 A 裏面）②追加確認書類 3（1）】

#### イ 申請者が住居喪失のおそれのある者の場合

- ① 自立相談支援機関は、支給申請者に対し、各種不動産業界団体の会員リスト、理解を得られた不動産媒介業者や、地域に存する居住支援法人の情報を提供するなど、必要に応じて住居確保のための支援を行う。
- ② 支給申請者は、入居住宅の不動産媒介業者等に対し、申請書の写しを提示して、必要事項を記載した住宅状況通知書の交付を受ける。
- ③ 支給申請者は、賃貸住宅に関する賃貸借契約の写しを添付して、交付を受けた住宅状況通知書を自立相談支援機関に提出する。【（様式 1-1 A 裏面）追加確認書類② 3（2）】
- ④ 支給申請者のうち、代理受領によらず、5ア～ウの方法により賃料を支払う場合は、5ア～ウの方法で支払っていることが確認できるもの（利用明細の写しや納付書の写しなど）を自立相談支援機関に提出する。【（様式 1-1 A 裏面）追加確認書類 3（3）】

#### （7）審査

- ア 自立相談支援機関は、（3）、（4）及び（6）の申請書類が一式そろった時点で受付印を押印し、自治体に送付する。
- イ 自治体は、提出された申請書、添付書類①～④及び（様式 1-1 A 裏面）追加確認書類等に基づき、支給申請の審査を行う。
- ウ 自治体は、収入要件又は資産要件の審査に当たっては、必要に応じて、支給申請者の資産及び収入の状況について、法第 22 条に基づき、官公署に対し必要な文書の閲覧若しくは資料の提供を求め、又は銀行、信託会社その他の機関若しくは支給申請者の雇用主であった者に対し報告を求めることができる。法第 22 条に基づく資料提供、報告を依頼する書類に、当該事項についての支給申請者等の同意を含む申請書及び確認書の写しを添付する。

エ 審査の結果、申請内容が適正であると判断された支給申請者に対しては

- ① 当該支給申請者が住居喪失者である場合、自治体は対象者証明書を自立相談支援機関経由で交付する。その際、自立相談支援機関は、対象者証明書の交付をもって求職活動等を開始することを伝達し、「住居確保報告書」（様式5）を交付する。
- ② 当該支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、自治体は「住居確保給付金支給決定通知書」（様式7-1。以下「決定通知書」という。）を自立相談支援機関経由で交付する（（9）支給決定等を参照）。

オ なお、審査の結果、住居確保給付金の支給が認められないと判断された支給申請者に対しては、自治体は、不支給の理由を明記の上、「住居確保給付金不支給通知書」（様式4）を自立相談支援機関経由で交付する。

自立相談支援機関は、不動産媒介業者等に不支給の旨連絡を入れる。

#### （8）住居喪失者の住宅の賃貸借契約の締結

ア 住居喪失者は、予定住宅通知書を交付した不動産媒介業者等に対し、対象者証明書を提示し、予定していた住宅の賃貸住宅に関する賃貸借契約を締結する。

イ この際、総合支援資金のうち住宅入居費の借入申込みを行っている者は、その申請書の写しも提示する必要がある。その場合、原則として「停止条件付き契約（初期費用となる貸付金が振り込まれたことが確認された日をもって効力が発生する契約）」となる。

ウ 住居喪失者は、住宅入居日から7日以内に、「住居確保報告書」（様式5）に賃貸住宅に関する賃貸借契約の写し及び新住所における住民票の写しを添付して自立相談支援機関に提出する。提出を受けた自立相談支援機関は住居確保報告書等を自治体に回付する。

#### （9）支給決定等

ア 支給決定に当たっては、住居喪失者、住居喪失のおそれのある者にかかわらず、安定した居住の確保のため、借地借家法（平成3年法律第90号）の保護の対象となる賃貸借契約又は定期賃貸借契約に限るものとし、賃貸借契約書の写しの提出を必須とする。

イ 支給申請者が住居喪失者である場合、住居確保報告書の内容を審査後、支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関経由で交付する。

支給申請者が住居喪失のおそれがある者である場合、審査の結果、申請内容が適切であると判断された支給申請者に対しては、直ちに支給決定を行い、決定通知書を自立相談支援機関経由で交付する（（7）④ロ）。

ウ 決定通知書を交付する際に、自立相談支援機関は、受給者に対し下記のとおり伝達する。

- ① 改めて確認書の誓約事項1の内容を実行すること。
- ② 決定通知書の写しを不動産媒介業者等に提出すること。

エ あわせて、「常用就職届」（様式6）、公共職業安定所等における職業相談を確認する書類及び受給中の求職活動等の状況を確認する書類を交付する。

オ 自立相談支援機関は、住居確保給付金の支給決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所等、総合支援資金の貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。

カ 自立相談支援機関は、必要に応じて、受給者の住宅を訪問し、居住の実態を確認するとともに、居住環境や生活面の指導を行う。また、5ア～ウの方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した住居確保給付金が賃料の支払いに充てられていることを確認する。（利用明細の写など）。

#### **（10）常用就職及び就労収入の報告**

##### **ア 常用就職の報告**

支給決定後、常用就職した場合には、受給者は常用就職届を自立相談支援機関に対し提出する。

##### **イ 就労収入の報告**

上記アによる報告を行った常用就職している受給者にあつては当該常用就職による収入額を確認できる書類を、則第3条第2号に基づく受給者にあつては給与その他業務上の収入額を確認することができる書類を、毎月、自立相談支援機関に提出する。

### **7 支給額等の変更**

#### **（1）支給額等の変更**

原則として、住居確保給付金の支給決定後の支給額の変更は行わない。

ただし、下記ア～ウの場合に限り、受給者から変更申請があつた場合は、支給額の変更を行う。また、5ア～ウに記載する方法により賃料を支払っている場合であつて、エに当たる場合は、支給方法の変更を行う。

ア 住居確保給付金の支給対象賃貸住宅の家賃額が変更された場合

イ 世帯収入額が基準額を下回つた場合で、かつ、支給額が上限額（住宅扶助基準に基づく額）に達していない場合

ウ 借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合

エ 貸主等への賃料の支払い方法について、変更の手続きを行い、代理受領の方法によることとなった場合。

## (2) 手続等

ア 支給額の変更は住宅扶助基準に基づく額の範囲内で行うこととする。

イ 支給額や振込先の変更等をしようとする受給者は、「住居確保給付金変更支給申請書」(様式 1-3) を自立相談支援機関に提出する。

ウ 自治体において変更決定し、「住居確保給付金変更支給決定通知書」(様式 7-3) を自立相談支援機関経由で受給者に交付した上で、支給額等を変更する。

## 8 支給の中断及び再開

### (1) 支給の中断、再開

ア 受給者が住居確保給付金を受給中に、疾病又は負傷により、2(2)ア及びイに定める求職活動を行うことができなかつた場合、本人からの申請により、支給を中断する。

イ 中断期間中、原則として毎月 1 回、中断者から面談、電話、電子メール等により、体調及び生活の状況について報告を受けるとともに、求職活動を再開する意思について確認を行うものとする。

ウ 心身の回復により求職活動を再開できるときは、本人からの申請により、支給を再開する。  
(ただし、通算支給期間は、中断前の受給期間も含め最長九月)

### (2) 手続等

ア 疾病又は負傷により求職活動を行うことができなかつた受給者が、支給の中断を希望する場合は、自立相談支援機関に「住居確保給付金支給中断届」(様式 9-1) 及び疾病又は負傷により求職活動が困難である旨を証明する文書(医師の交付する診断書等)を提出する。

イ 自治体は、当該受給者に「住居確保給付金中断通知書」(様式 9-2) を自立相談支援機関経由で交付する。

ウ 住居確保給付金の支給の再開を希望する受給者は、心身の回復により求職活動を再開することを要件として、「住居確保給付金支給再開届」(様式 9-3) を自立相談支援機関に提出する。

エ 自治体は、当該受給者に「住居確保給付金支給再開通知書」(様式 9-4) を自立相談支援機関経由で交付する。

## 9 支給の中止

### (1) 支給の中止

下記のいずれかの要件に該当した場合、自治体は住居確保給付金の支給を中止する。

自立相談支援機関は、次の①から⑩の事実が判明した場合、できる限り証拠をもって、早急に自治体に報告をする。

ア 受給者が、誠実かつ熱心に求職活動等を行わない場合又は就労支援に関する自治体の指示に従わない場合、原則として（※）当該事実を確認した日の属する月の支給から中止する。

※ 住居確保給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、速やかに支給を中止する。

イ 受給者が常用就職（支給決定後の常用就職のみならず、申請前後の常用就職も含む）又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が増加し、かつ就労に伴い得られた収入が収入基準額を超えた場合、原則として（※）収入基準額を超える収入が得られた月の支給から中止する。

また、受給者が常用就職等をしたこと及び就労に伴い得られた収入の報告を怠った場合は支給を中止できる（この場合の取扱いは①に準ずる）。

※ 収入に変動がある場合等1か月の収入では判断をしかねる場合は、受給者の自立のため2か月目の収入を確認してから判断を行っても差し支えない。

ウ 支給決定後、受給者が住宅から退去した場合（借主の責によらず転居せざるを得ない場合又は自立相談支援機関等の指導により同一の自治体内での転居が適当である場合を除く）については、原則として（※）退去した日の属する月の翌月の家賃相当分から支給を中止する。

※ 住居確保給付金の支給がなされた後に、当該事実を確認した場合は、確認後、すみやかに支給を中止する。

エ 支給決定後、虚偽の申請等不適正な受給に該当することが明らかになった受給者については、直ちに支給を中止する。

オ 支給決定後、受給者が禁錮刑以上の刑に処された場合は、直ちに支給を中止する。

カ 支給決定後、受給者又は受給者同一の世帯に属する者が暴力団員と判明した場合は、直ちに支給を中止する。

キ 受給者が生活保護費を受給した場合は、生活保護担当部局と調整の上、支給を中止する。

ク 支給決定後、受給者が2（1）イ①の理由のため住居確保給付金を中断した場合において、中断を決定した日から2年を経過した場合は、支給を中止する。

ケ 中断期間中において、受給者が毎月1回の面談等による報告を怠った場合、原則として支

給を中止する。

コ 上記のほか、受給者の死亡など、支給することができない事情が生じたときは、中止する。

## (2) 手続等

自治体は、(1)ア～コにより支給を中止した場合には、受給者に対して「住居確保給付金支給中止通知書」(様式8)を自立相談支援機関経由で交付する。

## 10 支給期間の延長等

### (1) 支給期間の延長等

住居確保給付金の支給期間は三月であるが、支給期間中に受給者が常用就職できなかった場合(常用就職したものの、収入基準額を超えない場合も含む)又は受給者の給与その他の業務上の収入を得る機会が改善しない場合であって、引き続き住居確保給付金の支給が就職の促進に必要であると認められる場合は、申請により、三月の支給期間を2回まで延長及び再延長をすることができる。

なお、引き続き支給が必要と認められる場合とは、当該受給中に誠実かつ熱心に求職活動等要件を満たし、かつ、延長等の申請時において、2(1)(②イを除く。)を満たしている場合とする。ただし、その支給額は延長等の申請時の収入に基づいて3(1)によって算出される金額とする。

また、再延長期間における求職活動等については、すべての申請者において2(2)アによる求職活動を行うこととする。

### (2) 手続等

受給者が支給期間を延長又は再延長を希望する際は、支給期間の最終の月の末日(9により中止される場合を除く。)までに「住居確保給付金支給申請書(期間(再)延長)」(様式1-2)を自立相談支援機関に提出する。

自治体は、当該受給者が支給期間中に求職活動等を誠実かつ熱心に行っていたか、2(1)(②イを除く。)に定める支給要件に該当しているかを勘案の上、上記(1)による延長等の要件を満たすと判断された場合は延長等の決定を行い、当該受給者に「住居確保給付金支給決定通知書(期間(再)延長)」(様式7-2)を自立相談支援機関経由で交付する。

## 11 再支給

受給者が住居確保給付金の受給期間中又は受給期間の終了後に、常用就職又は給与その他の業務上の収入を得る機会が増加した後、新たに解雇(受給者の責に帰すべき重大な理由による解雇を除く。)その他事業主の都合による離職、廃業(本人の責に帰すべき理由または当該個人の都合によるものを除く)もしくは就業している個人の給与その他の業務上の収入を得る機会が当該個人の責めに帰すべき理由、都合によらないで減少し、かついずれも従前の支給が終了した月の翌月から起算して1年を経過している場合であって、2(1)に規定する支給要件に該当する者については、3の支給額、4の支給期間等により、再支給することができる

ものとする。

再支給に係る支給申請を受け付ける際には、申請者に対し、) 上記の内容に該当している旨を、確認書により誓約させる。

また、「支給期間の終了後」とは、過去に複数回の支給決定を受けている場合は、直前の支給終了後をいい、「新たに解雇」とは、過去に複数回離職している場合は、「直前の離職」をいう。

## 12 不適正受給への対応

### (1) 不適正受給者への対応

住居確保給付金の受給後に、虚偽の申請等不適正受給に該当することが判明した場合、自治体は、既に支給された給付の全額又は一部について受給者又は受給者であった者から徴収することができる（法第18条第1項）。

犯罪性のある不適正受給事案については、警察等捜査機関に対する告発や捜査への協力を行い、厳正な対応を行うこと。

### (2) 不適正受給防止のための取組

ア 自立相談支援機関は、支給申請を受け付ける際、本人確認書類の写しは必ず提出させることとする。

イ 自立相談支援機関は、受付時の聞き取りにおいて、前住所地で受給した疑いが認められる場合は、前住所地の自治体に協力を求め受給の有無を確認することにより、再支給などの不適正受給を防止する。

ウ 住居喪失者に対しては、原則として住宅入居後に住民票の写しの提出を求める。

エ 自立相談支援機関は、必要に応じ、支給申請者及び受給者の住宅訪問及び居住実態の確認を行うことにより、居住環境や生活面の支援にあわせて、架空申請や又貸しなどの不適正受給を防止する。

オ 5ア～ウの方法により賃料を支払っている場合は、必要に応じて、受給者へ支給した住居確保給付金が賃料の支払いに充てられていることを確認する。（利用明細の写など）。

カ 自治体は、刑事事件及び新聞、議会等で問題になることが予想される等の不適正受給事案については、その概要、対応方針等について速やかに都道府県を經由して厚生労働省に報告し、再発防止のため国と自治体において共有する。

### 13 関係機関との連携等

- (1) 自立相談支援機関は、支給申請者及び受給者等の状況等について情報共有するなど、自治体、公共職業安定所等、社会福祉協議会、その他居住支援協議会等関係機関との連携を緊密に行うものとする。
- (2) 自立相談支援機関は、住居確保給付金の各決定について、当該不動産媒介業者等、公共職業安定所等、総合支援資金等の貸付を受けている者については市町村社会福祉協議会等の関係機関等に、決定通知書の写しを送付して情報提供する。
- (3) 自立相談支援機関及び自治体は、暴力団関係者の排除のため、警察等との連携を十分図るとともに、申請者の暴力団員該当性等について情報提供依頼を行う。

#### ア 暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等の排除

暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者（以下「暴力団員等」という。）と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等に対し、当該不動産媒介業者等が発行する予定住宅通知書又は住宅状況通知書を受理しない旨を書面により通知し、以後、当該書類を受理しないものとする。

なお、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等とは次のいずれかに該当するものをいう。

- ① 法人の役員又は営業所若しくは事務所の業務を統括する者その他これに準ずる者（以下「役員等」という。）のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ② 個人で営業所又は事務所の業務を統括する者その他これに準ずる使用人のうち暴力団員等に該当する者のいる不動産媒介業者等
- ③ 暴力団員等をその業務に従事させ、又はその補助者として使用するおそれのある不動産媒介業者等
- ④ 暴力団員等がその事業活動を支配する不動産媒介業者等
- ⑤ 暴力団員等が経営に実質的に関与している不動産媒介業者等
- ⑥ 役員等が自己若しくは第三者の不正の利益を図り又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用するなどしている不動産媒介業者等
- ⑦ 役員等が暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している不動産媒介業者等
- ⑧ 役員等又は経営に実質的に関与している者が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している不動産媒介業者等
- ⑨ 暴力団員等である個人、又は役員等が暴力団員等である法人を、その事実を知らず、不当に利用するなどしている不動産媒介業者等

#### イ 不動産媒介業者等が暴力団員等と関係を有していた場合の取扱い

住居確保給付金の振込先である不動産媒介業者等が、暴力団員等と関係を有する不動産媒介業者等であることが確認された場合は、当該不動産媒介業者等が関わる給付の振込を中止する。

#### (4) その他

公共職業安定所等から自立相談支援機関に誘導される受給希望者が多数であることから、日常的に情報共有を図り、相互の施策の理解を深めるとともに、円滑に支給事務が行われるよう努める。就労支援についても、受給者の状況を把握、共有し、より効果的な支援を連携して行うこととする。

また、地域において、住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律（平成 19 年法律第 112 号）に基づく「居住支援協議会」や「居住支援法人」との連携により、民間賃貸住宅への円滑な入居の促進が図られ、より効果的な支援が可能となることが考えられる。

### 14 行政不服申立

#### (1) 行政不服申立の対象となる処分及び不服申立先

住居確保給付金に関する決定は、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）上の行政庁の処分に該当し、当該処分に不服がある場合は、同法第 2 条に基づき、当該処分を行った福祉事務所設置自治体の長に対して審査請求を行うことができる。

また、住居確保給付金に関する処分に関する不作為については、同法第 3 条の規定に基づき、福祉事務所設置自治体の長に対して不作為についての審査請求を行うことができる。

#### (2) 審査請求期間

処分についての審査請求期間は、原則として、処分があったことを知った日の翌日から起算して三月以内とされている。また、当該期間内であっても、処分があった日の翌日から起算して一年を経過したときは、原則として、審査請求をすることができない。

#### (3) 処分庁による教示

福祉事務所設置自治体の長は、住居確保給付金に関する決定を行う場合には、決定の相手方（申請者）に対し、当該決定につき審査請求ができる旨並びに審査請求をすべき審査庁（福祉事務所設置自治体の長）及び審査請求ができる期間を書面で教示（通常は決定通知に記載）しなければならない。

併せて、当該処分に係る取消訴訟の被告とすべき者、当該処分に係る取消訴訟の出訴期間を教示しなければならない。

## 住居確保給付金 事務処理要領 様式一覧

様式 1 - 1 「住居確保給付金支給申請書」

様式 1 - 1 A 「住居確保給付金申請時確認書」

様式 1 - 2 「住居確保給付金支給申請書（期間（再）延長）」

様式 1 - 3 「住居確保給付金変更支給申請書」

様式 2 - 1 「入居予定住宅に関する状況通知書」

様式 2 - 2 「入居住宅に関する状況通知書」

様式 3 「住居確保給付金対象者証明書」

様式 4 「住居確保給付金不支給通知書」

様式 5 「住居確保報告書」

様式 6 「常用就職届」

様式 7 - 1 「住居確保給付金支給決定通知書」

様式 7 - 2 「住居確保給付金支給決定通知書（期間（再）延長）」

様式 7 - 3 「住居確保給付金変更支給決定通知書」

様式 8 「住居確保給付金支給中止通知書」

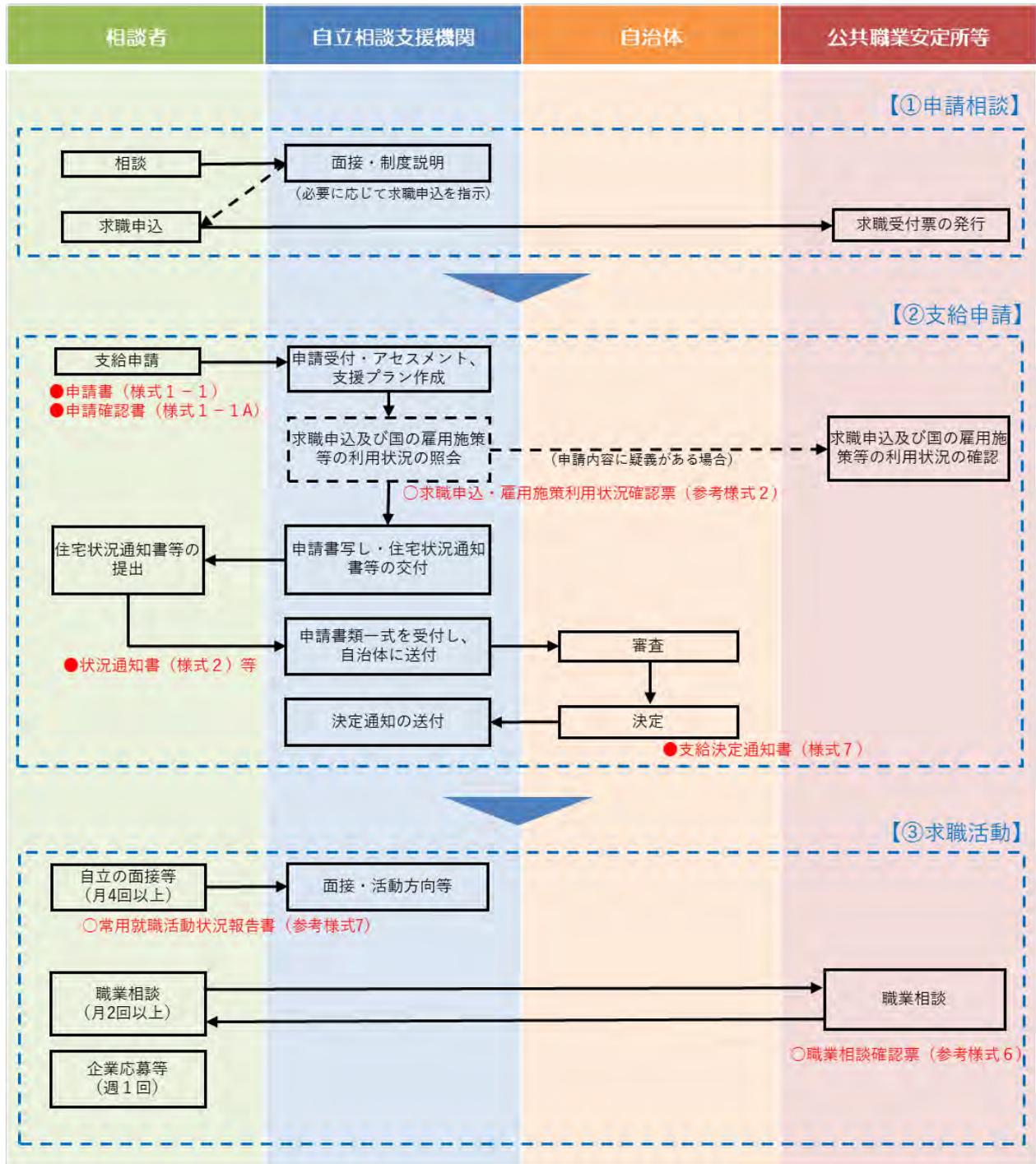
様式 9 - 1 「住居確保給付金支給中断届」

様式 9 - 2 「住居確保給付金支給中断通知書」

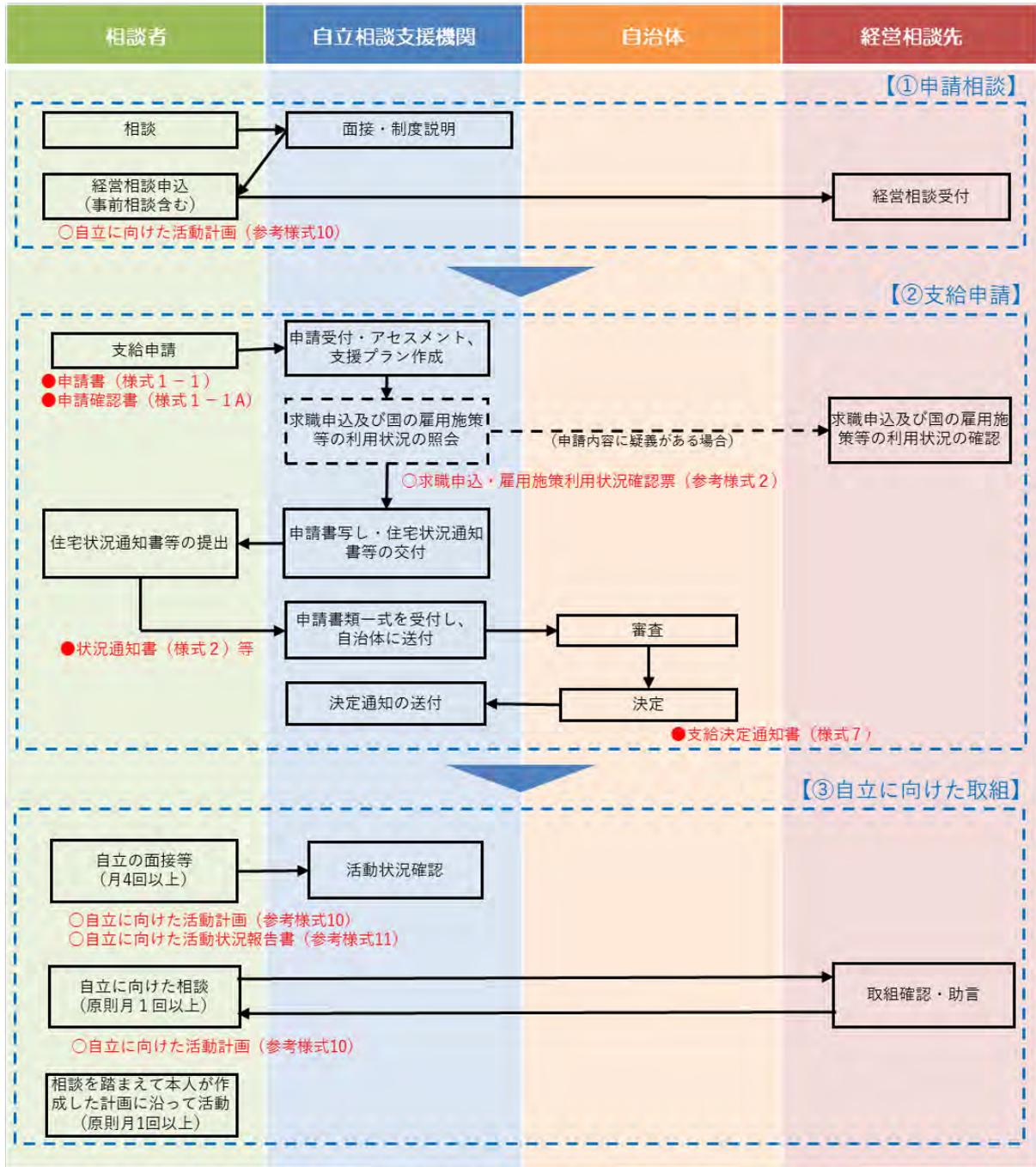
様式 9 - 3 「住居確保給付金支給再開届」

様式 9 - 4 「住居確保給付金支給再開通知書」

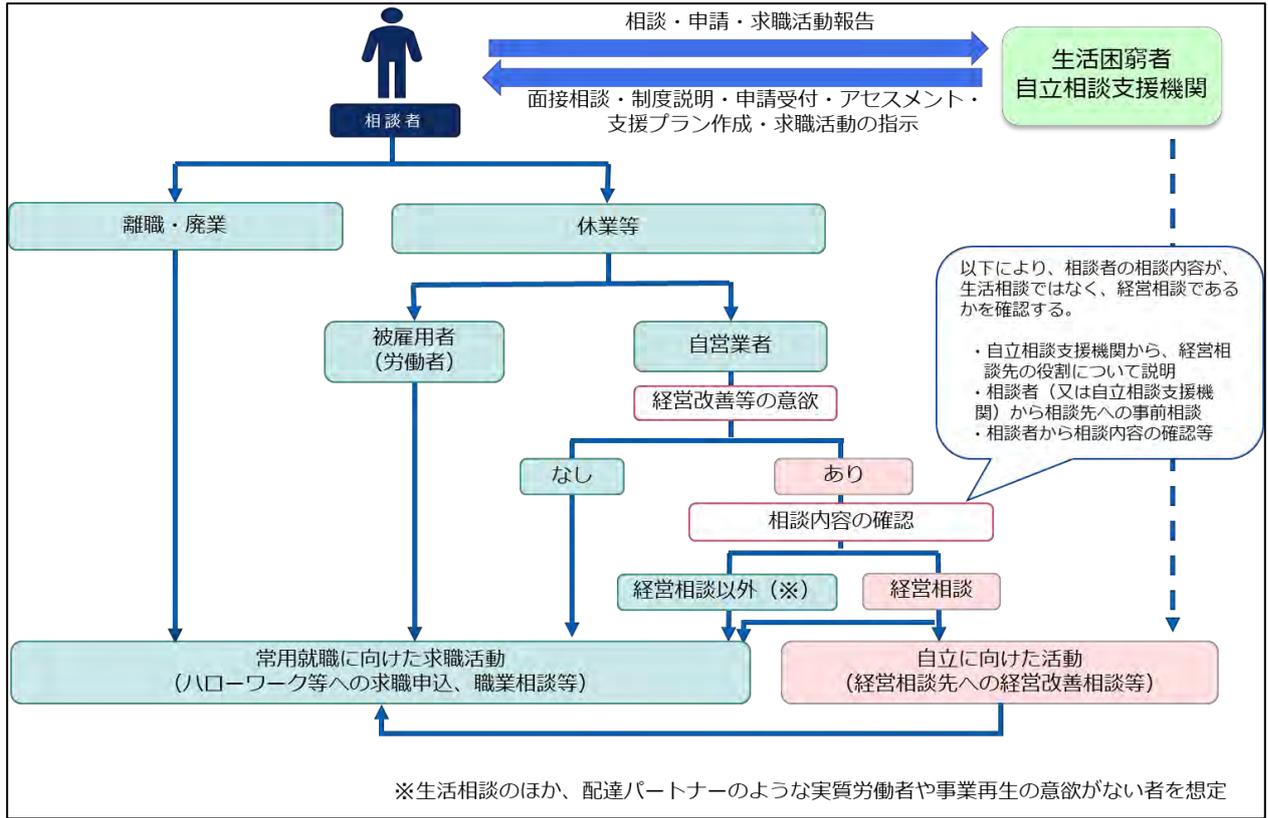
図表 7-1 住居確保給付金の支給の流れ（公共職業安定所等での求職活動）



図表 7-2 住居確保給付金の支給の流れ（自立に向けた活動）



図表 7-3 求職活動要件の確認



## 第8 就労訓練事業の認定等

### 1 就労訓練事業の意義・概要

就労は、本人にとって、経済的な自立に資するのみならず、社会参加や自己実現、知識・技能の習得の機会であり、ひいては地域社会の基盤強化にも寄与するものである。生活困窮者が抱える課題は様々で、それぞれが目指す自立の在り方も異なるが、このことを踏まえれば、就労が可能な者については、可能な限り就労による自立を目指すことが重要である。

このような認識の下、生活困窮者自立支援制度においては、生活困窮者が就労に関し抱える課題が多様であることに鑑み、自立相談支援事業、就労準備支援事業、就労訓練事業など法に基づく事業等を行う者のほか、ハローワークなど地域の様々な主体が適切な役割分担の下、チームとして支援を実施し、生活困窮者が着実にステップアップできる体制を構築することとした。

その中で、就労訓練事業は、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合、NPO法人、株式会社等が自主事業として実施する事業であり、一般就労に就く上で、まずは柔軟な働き方をする必要がある者を受け入れ、その状況に応じ、適切な配慮の下、就労の機会を提供するとともに、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練、生活支援並びに健康管理の指導等を実施するものである。

就労訓練事業における就労の形態には、雇用契約を締結せずに訓練として就労を体験する段階（以下「非雇用型」という。）と雇用契約を締結した上で支援付きの就労を行う段階（以下「雇用型」という。）がある。非雇用型、雇用型のどちらで就労訓練事業の利用を開始するかについては、自立相談支援機関が事業者や利用者の意向等を踏まえつつ判断し、福祉事務所設置自治体が最終的に決定する。

いずれの場合であっても、事業の利用者が、その意欲や能力等に応じて、適切な待遇を受けながら、非雇用型、雇用型とステップアップし、最終的には、支援を要せず、自律的な就労（一般就労）ができるようになること、ひいては困窮状態から脱却することを目指すべきである。

地域において、就労訓練事業の意義が共有されるとともに、行政との連携の中で、その担い手が確保され、当該地域に住む誰もがそれぞれの状況に応じて働くことができる環境を整備することが求められる。また、同時に、就労訓練事業の普及や生活困窮者の自立を通じて、地域のニーズを満たすことや、労働力人口が減少する中で地域社会・経済を維持・活性化することを目指すべきである。

### 2 認定制度の趣旨・概要

#### (1) 認定制度の趣旨

法において、就労訓練事業を行う者は、当該就労訓練事業が、生活困窮者の就労に必要な知識及び能力の向上のための基準として厚生労働省令で定める基準（以下「認定基準」という。）に適合していることにつき、都道府県知事等の認定を受けることができるものとされている。

この認定制度は、就労訓練事業に関して、支援に必要な体制が整備されていること等を

確認するものであり、関係法令の遵守とあいまって、労働力の搾取（いわゆる「貧困ビジネス」）が生じることなく、就労訓練事業が適切に実施されることを確保するために設けられたものである。

一方、自立相談支援機関は、生活困窮者に対し、認定を受けた就労訓練事業の利用についてあっせんを行い、あっせん後も、支援の実施状況について継続的・定期的にモニタリングを行う。

このように、都道府県知事等による認定制度と自立相談支援機関による継続的・定期的なモニタリングの両面から、利用者に対する適切な支援の実施を確保することが重要である。

## **（２）認定を行う主体**

就労訓練事業を行う者の申請に基づき、当該就労訓練事業の経営地を管轄する都道府県知事（指定都市及び中核市においては、当該指定都市又は中核市の長。以下「管轄都道府県知事等」という。）が行う（法第 16 条第 1 項及び第 25 条）。

## **（３）認定の対象**

事業所ごとに行う。ただし、一つの法人が同一都道府県（指定都市及び中核市においては、同一指定都市又は同一中核市）内に経営地のある同一法人内の複数の事業所の認定を受けようとする場合においては、当該複数の事業所についての申請関係書類をまとめて管轄都道府県知事等に提出することは可能である。

また、申請関係書類については、事業所の経営地のある一般市等を経由して提出することも可能とする。

## **（４）認定の取消**

管轄都道府県知事等は、認定に係る就労訓練事業（以下「認定就労訓練事業」という。）が、認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、当該認定を取り消すことができる（法第 16 条第 3 項）。

## **（５）報告徴収**

管轄都道府県知事等は、法の施行に必要な限度において、認定就労訓練事業を行う者又は認定就労訓練事業を行っていた者に対し、報告を求めることができる（法第 21 条第 2 項）。

なお、当該報告をせず、又は虚偽の報告をした者は、30 万円以下の罰金に処するとされ（法第 29 条第 2 号）、法人の代表者又は法人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人に関して当該違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても罰金刑が科せられる（法第 30 条）。

## **（６）社会福祉事業との関係**

認定就労訓練事業は、社会福祉法（昭和 26 年法律第 45 号）第 2 条第 3 項の第 2 種社会

福祉事業である（ただし、常時保護を受ける者が10人に満たない認定就労訓練事業は第2種社会福祉事業には含まれない。）。

したがって、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を行う場合は、同法第69条の規定に基づき、事業開始の日から1月以内に、管轄都道府県知事等に同法第67条第1項各号に掲げる事項を届け出なければならない。

### 3 認定基準の内容

則第21条に定める認定基準の内容は以下のとおりである。なお、「生活困窮者自立支援法に基づく認定就労訓練事業の実施に関するガイドライン」（平成30年10月1日社援発1001第2号厚生労働省社会・援護局長通知別添）は、当該認定基準を補足し、認定を受けた事業者が遵守すべき事項を定めたものであり、併せて参照すべきである。

#### (1) 就労訓練事業者に関する要件

- ① 法人格を有すること。
- ② 就労訓練事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基礎を有すること。
- ③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること。
- ④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること。
- ⑤ 次のいずれにも該当しない者であること。

ア 法その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から起算して5年を経過しない者

※「その他の社会福祉に関する法律又は労働基準に関する法律」とは、例えば、以下の法律が挙げられる。

- 児童福祉法（昭和22年法律第164号）
- 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）
- 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）
- 生活保護法
- 社会福祉法
- 老人福祉法（昭和38年法律第133号）
- 社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）
- 介護保険法（平成9年法律第123号）
- 精神保健福祉士法（平成9年法律第131号）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）
- 障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号）
- 労働基準法（昭和22年法律第49号）

- 最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）
- 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- 賃金の支払の確保等に関する法律（昭和 51 年法律第 34 号）
- イ 就労訓練事業の認定の取消しを受け、当該取消しの日から起算して 5 年を経過しない者
- ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第 2 条第 6 号に規定する暴力団員若しくは暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者（以下、この号において「暴力団員等」という。）がその事業活動を支配する者又は暴力団員等をその業務に従事させ、若しくは当該業務の補助者として使用するおそれのある者
- エ 破壊活動防止法（昭和 27 年法律第 240 号）第 4 条第 1 項に規定する暴力主義的破壊活動を行った者
- オ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業又は同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業に該当する事業を行う者
- カ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定に基づく更生手続開始の申立てが行われている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条第 1 項の規定に基づく再生手続開始の申立てが行われている者
- キ 破産者で復権を得ない者
- ク 役員のうちにアからキまでのいずれかに該当する者がある者
- ケ 上記のほか、その行った就労訓練事業（過去 5 年以内に行ったものに限る。）に関して不適切な行為をしたことがある又は関係法令の規定に反した等の理由により就労訓練事業を行わせることが不適切であると認められる者

## （2）就労等の支援に関する要件

就労訓練事業を利用する生活困窮者に対し、就労の機会を提供するとともに、就労等の支援のため、次に掲げる措置を講じること。

- ① ②に掲げる就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置に係る責任者を配置すること。
- ② 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する措置として、次に掲げるものを行うこと。
  - ア 就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する就労等の支援に関する計画を策定すること。
  - イ 就労訓練事業を利用する生活困窮者の就労等の状況を把握し、必要な相談、指導及び助言を行うこと。
  - ウ 自立相談支援機関その他の関係者と連絡調整を行うこと。
  - エ アからウまでに掲げるもののほか、就労訓練事業を利用する生活困窮者に対する支援について必要な措置を講じること。

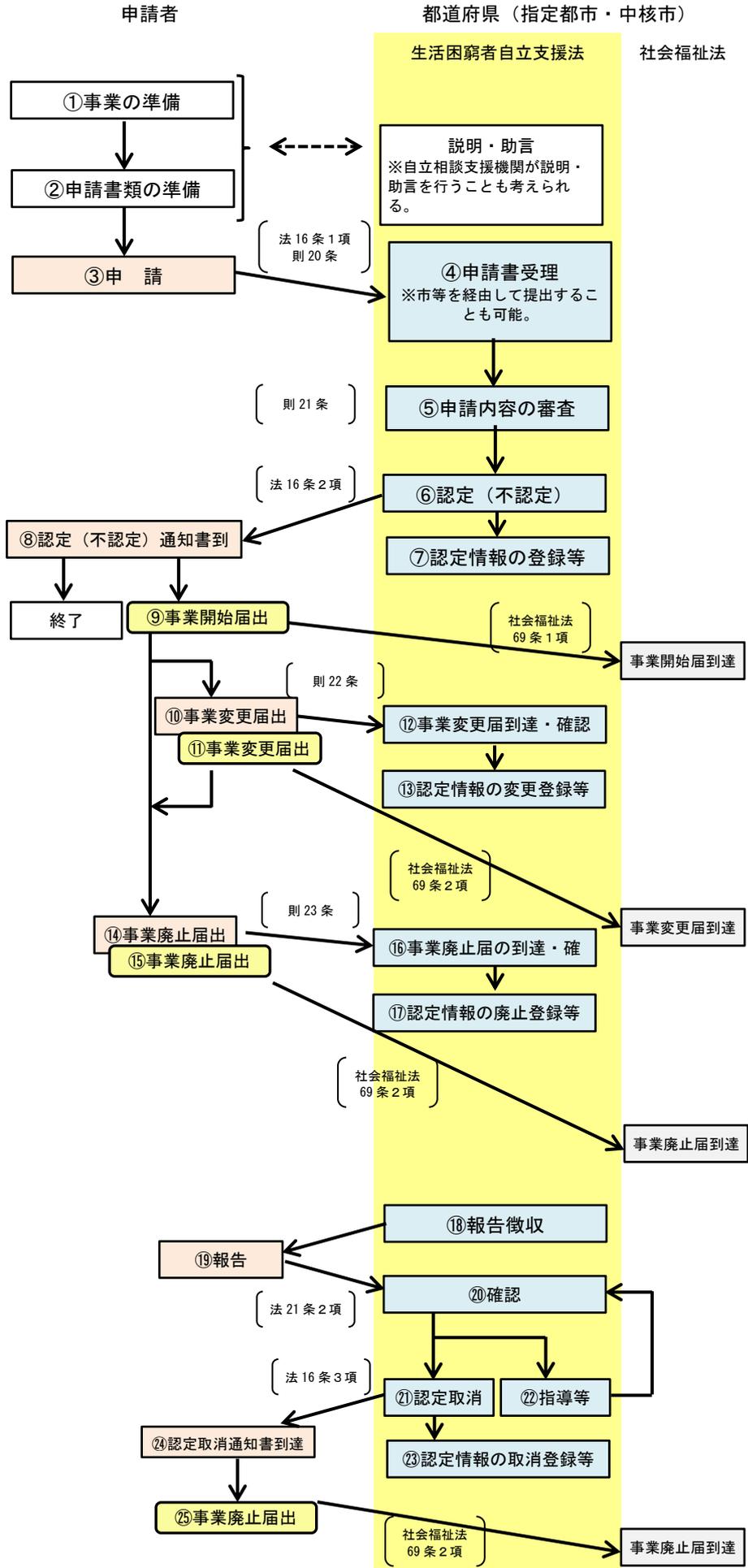
### **(3) 安全衛生に関する要件**

雇用型、非雇用型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第9条に規定する労働者に該当する場合には、安全衛生その他の作業条件について、同法及び労働安全衛生法の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合にあっても、同法及び労働安全衛生法の規定に準ずる取扱いをすること。

### **(4) 災害補償に関する要件**

雇用型、非雇用型に関わらず、就労訓練事業を利用する生活困窮者が労働基準法第9条に規定する労働者に該当する場合には、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償について労働者災害補償保険法等の規定に基づく取扱いをすること。労働基準法第9条に規定する労働者に該当しない場合は、就労訓練事業の利用に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること。

## 4 認定事務の流れ



## 5 認定事務の詳細

### (1) 申請【事業者】

就労訓練事業の認定を受けようとする者は、「生活困窮者就労訓練事業認定申請書」（則様式第2号。以下、本章において「申請書」という。）に、②に掲げる書類を添えて、管轄都道府県知事等に提出しなければならない（則第20条）。

#### ① 申請書の記載事項

- (ア) 就労訓練事業を行う者（申請者）の名称
- (イ) 就労訓練事業を行う者の法人番号（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第39条の規定により国税庁長官が指定した法人番号）
- (ウ) 就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地、連絡先
- (エ) 就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁
- (オ) 就労訓練事業を行う者の法人の代表者の氏名
- (カ) 就労訓練事業が行われる事業所の名称
- (キ) 就労訓練事業が行われる事業所の所在地、連絡先
- (ク) 就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名
- (ケ) 就労訓練事業の定員の数
- (コ) 就労訓練事業の内容
- (サ) 就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名

#### ② 申請書に添付する書類【則第20条の厚生労働省社会・援護局長が定める書類】

- (ア) 平面図や写真などの事業が行われる施設に関する書類、事業所概要や組織図などの事業の運営体制に関する書類（参考様式参照）、貸借対照表や収支計算書など法人の財政的基盤に関する書類
  - (イ) 就労訓練事業を行う者の役員名簿
  - (ウ) 「誓約書」（様式1）
  - (エ) その他管轄都道府県知事等が必要と認める書類（登記事項証明書等）
- ※ 社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、(ウ)のみの添付で可とする。

### (2) 受理

管轄都道府県知事等は、申請書の記載事項又は添付書類に不備がある場合は、相当の期間を定めて、申請者に補正を行わせた上で、受理する。

### (3) 審査

認定基準の項目ごとに、それぞれ以下のとおり審査を行う。

#### ① 法人格を有すること【則第21条第1号イ関係】

・ 国税庁法人番号公表サイト等により、法人格を確認し、申請書の記載内容と齟齬がないことを確認すること。

**② 事業を健全に遂行するに足りる施設、人員及び財政的基盤を有すること【則第 21 条第 1 号口関係】**

- ・ 提出された書類や申請者の説明の内容をもとに、申請に係る事業の実態を具体的に把握した上で、当該事業が健全に遂行されるだけの施設、人員及び財政的基礎を有するかどうかを総合的に判断すること。

※ なお、社会福祉法人、消費生活協同組合、労働者協同組合など、他の法律に基づく監督を受ける法人については、特段の事情がない限りにおいて、必要な財政的基礎を有すると判断して差し支えない。

- ・ 例えば、利用者の定員に対して事業所の従業員の数が著しく少ない、事業所に十分な広さがない、財政状況が芳しくないなど、事業の適切な運営に関して疑義が生じる場合は、申請者に対して十分な説明を求めた上で、当該事業が健全に遂行される見込みがないと判断されるときは認定を行わないこと。

※ その際、従業員の数が少なくてもボランティアの協力が得られる場合や事業所に十分なスペースがなくても地域の協力事業所を活用できる場合などは、事業を健全に遂行できる可能性があることに留意すること。

**③ 自立相談支援機関のあっせんに応じ生活困窮者を受け入れること【則第 21 条第 1 号ハ関係】**

- ・ 誓約書により確認すること。

**④ 就労訓練事業の実施状況に関する情報の公開について必要な措置を講じること【則第 21 条第 1 号ニ関係】**

- ・ 事業の透明性を確保する観点から、情報の公開に関する必要な措置を講ずることを誓約書により確認すること（具体的には就労支援体制、就労訓練事業における作業の内容、実際の利用状況等に関する情報についてホームページ、広報誌等により公開すること等が考えられる。）

**⑤ 法人やその役員が欠格要件に該当しないこと【則第 21 条第 1 号ホ関係】**

- ・ 誓約書、役員名簿により確認すること。

**⑥ 就労支援等に関する責任者を配置すること等【則第 21 条第 2 号関係】**

- ・ 申請書により責任者の氏名を把握するとともに、責任者の配置を含めた利用者に対する適切な支援の実施について誓約書により確認すること。

**⑦ 非雇用型の利用者の安全衛生その他の作業条件について、労働基準法等の規定に準ずる取扱いをすること【則第 21 条第 3 号関係】**

- ・ 誓約書により確認すること。

⑧ 非雇用型の利用者に係る災害が発生した場合の補償のために、必要な措置を講じること  
【則第 21 条第 4 号関係】

- ・ 誓約書により確認すること。

(4) 認定

管轄都道府県知事等は、申請に係る就労訓練事業が、認定基準に適合していると認めるときは、認定を行う（法第 10 条第 2 項）。この場合、認定番号を付番するとともに、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業認定通知書」（様式 2）を送付することにより、認定を行った旨を通知する。

一方、認定を行わない場合は、申請者に対して、「生活困窮者就労訓練事業不認定通知書」（様式 3）を送付することにより、その旨を通知する。

参考 付番について

①付番の考え方

全国共通の付番ルールを設定することで、事務の効率化を図る。

②付番ルール

事業所に 10 桁のコードとする。

1～2 桁目 都道府県コード（全国地方公共団体コードの 1～2 桁を利用）

3～5 桁目 実施主体コード（全国地方公共団体コードの 3～5 桁を利用）

6～9 桁目 事業所番号（実施主体が付番）

10 桁目 チェックデジット（モジュラス 10 ウェイト 3 方式）

東京都千代田区の事業所の場合

1	3	0	0	0	0	0	0	1	1
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

大阪府堺市の事業所の場合

2	7	1	4	0	0	0	0	1	7
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

(5) 認定情報の登録等

① 認定情報の登録

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業台帳を備え、認定を行った事業に関する情報を記載し（以下「登録」という。）、これを適切に管理する。また、後述のとおり、認定就

労訓練事業者から事業変更や事業廃止の届出があった場合は、適切に認定就労訓練事業台帳を更新する。

## ② 登録情報の共有

管轄都道府県知事は、自立相談支援機関があっせんを行うことができるよう、認定就労訓練事業台帳に登録した情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、複数の管轄都道府県知事等で協議を行い、それぞれが認定した就労訓練事業に関する情報を共有することも可能である。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

## 6 事業開始後の手続

### (1) 事業の開始【事業者】

認定就労訓練事業者は、自立相談支援機関のあっせんを受け、生活困窮者や生活保護受給者を受け入れることができる。なお、生活困窮者、生活保護受給者を含め10名以上の定員を設け、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合（以下単に「第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合」という。）は、事業者は、当該事業の開始の日から1月以内に、管轄都道府県知事等に事業開始届を提出しなければならない（社会福祉法第69条第1項）。なお、この際、事業者は生活困窮者就労訓練事業認定通知書の写しを添付することとする。

### (2) 事業の変更

#### ① 事業変更の届出【事業者】

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業について、5の(1)の①に掲げる事項（(オ)から(キ)までに掲げる事項を除く。）に変更があった場合は速やかに変更のあった事項及び年月日を、5の(1)の(オ)から(キ)までに掲げる事項について変更をしようとする場合にはあらかじめその旨を、「認定生活困窮者就労訓練事業変更届」（事前届出事項については様式5、事後届出事項については様式4）により、管轄都道府県知事等に届け出なければならない（則第22条）。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、変更の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要であるため、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

#### ② 認定情報の変更登録等

##### ア 認定情報の変更登録

管轄都道府県知事は、認定生活困窮者就労訓練事業変更届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新（以下「変更登録」という）を行う。

##### イ 変更登録に係る情報の提供

管轄都道府県知事等は、当該変更登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有して

いる場合は、当該変更登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先事業者に情報を提供する。

### (3) 事業の廃止

#### ① 事業廃止の届出【事業者】

認定就労訓練事業者は、認定就労訓練事業を行わなくなったときは、「認定生活困窮者就労訓練事業廃止届」(様式6)により、その旨を管轄都道府県知事等に届け出なければならない(則第23条)。

また、第2種社会福祉事業として認定就労訓練事業を実施する場合は、これとは別途、廃止の日から1月以内に、社会福祉法第69条第2項に基づく届出が必要であるため、認定生活困窮者就労訓練事業廃止届を受理した際は、必要に応じて、その旨を認定就労訓練事業者に伝達する。

#### ② 認定情報の廃止登録等

##### ア 認定情報の廃止登録

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業廃止届を受理した場合は、速やかに認定就労訓練事業台帳の更新(以下「廃止登録」という。)を行う。

##### イ 廃止登録に係る情報の提供

管轄都道府県知事は、当該廃止登録に係る情報を管内の福祉事務所設置自治体に提供する。また、認定就労訓練事業に関する情報を複数の管轄都道府県知事等で共有している場合は、当該廃止登録に係る情報を提供する。

なお、福祉事務所設置自治体は、自立相談支援事業を委託している場合は、委託先業者に情報を提供する。

図表 8-1 認定等に係る記載・届出事項一覧

	認定申請書 記載事項 (則様式第2号)	事業変更の際の 届出 (則22条)
就労訓練事業を行う者の名称	○	事後 (1号)
就労訓練事業を行う者の主たる事務所の所在地及び連絡先		
就労訓練事業を行う者の法人の種別、所轄庁	○	—
就労訓練事業を行う者の代表者の氏名	○	事後 (1号)
就労訓練事業が行われる事業所の名称	○	事前 (2号)
就労訓練事業が行われる事業所の所在地及び連絡先		
就労訓練事業が行われる事業所の責任者の氏名		
就労訓練事業の定員の数	○	事後 (3号)
就労訓練事業の内容	○	事後 (4号)
就労訓練事業における就労等の支援に関する措置に係る責任者の氏名	○	事後 (5号)



## 7 報告徴収に関する留意事項

自立相談支援機関のモニタリングや認定就労訓練事業の利用者からの相談等を端緒として、認定就労訓練事業の運営に関して疑義が生じることがあると考えられるが、その場合には、まずは認定就労訓練事業者に対して任意の聞き取りを行うなど、可能な限り、簡素な方法で迅速に問題の解決を図るよう心がけ、認定就労訓練事業者が正当な理由もなくこれに応じない場合などに、法第15条第2項に基づく報告徴収を行うことが考えられる。

報告徴収は、「報告徴収書」（様式7）により行うこととし、認定就労訓練事業者に対しても文書により報告を求めることとする。

一方、これによりがたい場合は、口頭による陳述の方法をとることも可能であり、その場合は、聴取後速やかに、陳述書を作成し、その内容について陳述者に確認させた上、その署名を求めるものとする。

なお、報告徴収を行う際は、認定就労訓練事業者に対して、報告をせず、又は虚偽の報告をした場合は罰則の適用がある旨を説明する。

## 8 認定取消に関する留意事項

管轄都道府県知事等は、認定就労訓練事業が認定基準に適合しないものとなったと認めるときは、法第10条第3項に基づき当該認定を取り消すことができる。

就労訓練事業の認定は、就労訓練事業が一定の基準を該当する旨を確認する行為に過ぎず、許可のように当該者の権利利益を変動させるものではないことから、就労訓練事業の認定は行政不服審査法上の処分には該当せず、その取消等について不服申立はできないものと解されるが、認定取消の判断に当たっては、事業者や利用者、自立相談支援機関に説明を求め、事実確認を適切に行い、その上で認定の取消を行う場合は、事業者に対して、その理由を丁寧に説明することが必要である。

認定の取消を行った場合は、「生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書」（様式8）により、その旨を事業者に通知するとともに、認定就労訓練事業台帳の更新、管内自治体等への情報提供を行う。

図表 8-2 生活困窮者自立支援法関係様式一覧

	関係様式
生活困窮者就労訓練事業認定申請書	則様式第 2 号
誓約書	様式 1
生活困窮者就労訓練事業（相当）認定通知書	様式 2
生活困窮者就労訓練事業不（相当）認定通知書	様式 3
認定生活困窮者就労訓練事業変更届〔事後届出〕	様式 4
認定生活困窮者就労訓練事業変更届〔事前届出〕	様式 5
認定生活困窮者就労訓練事業廃止届	様式 6
報告徴収書	様式 7
生活困窮者就労訓練事業認定取消通知書	様式 8
事業の運営体制に関する書類	参考様式

## 9 就労訓練事業を行う事業所の受注機会の増大

認定就労訓練事業において実施される、いわゆる「中間的就労」については、様々な課題を抱える生活困窮者に対する支援策の一つとして期待が寄せられている。しかしながら、その認定件数が伸び悩んでいることや、事業所が生活困窮者の生活圏内にあることも継続的な訓練を行う際には重要であることから、全国的な認定件数の増加に向けて取り組む必要がある。

そのための方策の一つとして、法第 16 条第 4 項において、国及び地方公共団体は認定就労訓練事業を行う者の受注機会の増大を図ることが努力義務とされている。これにより、就労訓練事業を行う者の安定的経営に資することとなり、就労訓練事業の認定を受けるインセンティブとなり得るものである。

各自治体におかれては、その努力義務の規定を契機として、各地域における認定就労訓練事業において製作された物品等（役務を含む。）の把握を行うとともに、庁内における調達ニーズとのマッチングを図るなどして、認定就労訓練事業を行う者の優先発注の増大に努められたい。

## 第9 他機関、他制度との連携等

### 1 総論

生活困窮者の自立に向けては、支援が必要な者を早期に把握し、その者が抱える複合的な課題に応じた包括的な支援を行うことが重要である。これらを福祉事務所設置自治体の担当部署や自立相談支援機関のみで行うことは困難であることから、庁内外の関係者との連携体制を構築することが必要不可欠である。このため、改正法による改正後の法第8条の規定においては、自治体の福祉、就労、教育、税務、住宅その他の関係部局において、生活困窮者を把握したときは、生活困窮者本人に対して生活困窮者自立支援制度の利用の勧奨を行うことが努力義務とされている。各自治体においては、地域における関係機関等との緊密な連携を強化することで、早期的・予防的な観点を含め、地域において生活困窮者を適切かつ確実に支援へつなげる体制づくりを整備していくことが重要である。なお、このような連携体制は、具体的な取組を進める中で強化されるものであるが、まずは関係者間で制度に関する理解を深め、それぞれの専門性や役割分担を確認することからはじめ、一つずつ関係機関とのネットワークを広げていくことが必要である。

### 2 福祉事務所

本制度による支援を受ける者の中にも生活保護の受給が必要と判断される者もいることが想定され、これらの者を確実に生活保護につなぐことが重要である。一方、福祉事務所に相談したが保護の要件を満たさなかった者や生活保護を脱却した者が必要に応じて本制度を利用することも考えられる。このため、改正法による改正後の法第23条の規定において、生活困窮者の窓口において、要保護者となるおそれが高いと判断した場合、生活保護制度に関する情報提供、助言等の措置を講ずること、一方、改正法による改正後の生活保護法第81条の3の規定において、保護の実施機関において、生活保護受給者が保護から脱却する際、生活困窮者に該当する場合には、生活困窮者自立支援制度についての情報提供、助言等の措置を講ずる努力義務が設けられている。各自治体においては、生活保護の実施機関である福祉事務所と一層の連携強化を図ることで、生活困窮者自立支援制度と生活保護制度の連続的かつ一体的な支援の実施に努めていくことが重要である。

### 3 ハローワーク

就労は、経済的自立、日常生活自立、社会生活自立に資するものであり、本人の状態に応じて、一般就労につなげるための支援を行うことが重要である。ハローワークでは一般窓口相談のほか、就労に向けた準備が一定程度整った者に対して担当者制による職業紹介等を行う特別相談窓口（生活保護受給者等就労自立促進事業）が設置されており、ハローワークとの密接な連携体制を構築し、その状態に応じて生活困窮者が適切な支援を受けることができるよう、調整を行う。なお、生活保護受給者等就労自立促進事業については、「生活保護受給者等就労自立促進事業実施要綱」を参照のこと。

## 4 生活福祉資金貸付制度

生活福祉資金は、貸付と必要な相談支援を行うことにより、低所得世帯の自立促進を図る制度であり、都道府県社会福祉協議会が実施主体となり、市区町村社会福祉協議会に相談窓口が設置されている。

生活福祉資金は、法に規定されていないものの、自立相談支援機関や家計改善支援機関と連携して貸付を行うことにより生活困窮者の効果的・効率的な支援が可能となるものであり、プランの支援内容の一つとなっている。

また、生活福祉資金のうち、総合支援資金や緊急小口資金、臨時特例つなぎ資金の貸付にあたっては、原則として自立相談支援機関の利用が要件とされているため、市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。

なお、令和2年4月1日から令和5年3月31日の間において行う、就職氷河期世代等への支援のための長期訓練生計費の貸付にあっても、自立相談支援機関の利用が要件とされているため、同様に市区町村社会福祉協議会と連携した体制を構築する必要がある。

## 5 地域若者サポートステーション

地域若者サポートステーション事業は、15歳から39歳までの、就労意欲を一定程度持ちつつも一人で求職活動を行うことができないニート等若年無業者を対象に、キャリア・コンサルタントなどによる専門的な相談、コミュニケーション訓練などによるステップアップ、協力企業への職場体験など、職業的自立を支援する事業である。

一方、生活困窮者自立支援制度の対象者は、経済的に困窮している者を対象として、生活面を含めた支援を行うものである。このため、ニート等のうち現在、経済的に困窮していない世帯に属する若者については、本制度の支援対の対象に含まれず、必要に応じて適切に地域若者サポートステーションにつなぐ。

いずれにせよ本制度と地域若者サポートステーション事業が、適切な役割分担の下、それぞれの専門性を十分に発揮しながら、支援を行っていくことが重要である。その中で、若者がそれぞれの状況に応じて適切な支援を受けて、真に自立することができるよう、両者の対象者像や連携の在り方等を協議しておくことが重要である。

## 第10 生活困窮者支援を通じた地域づくり

生活困窮者支援においては、生活困窮者を早期に把握する地域のネットワーク（「発見のネットワーク」）づくりや自立した生活を継続するための社会資源の整備（「支援のネットワーク」）の整備を行うことが重要である。

そのためまずは、他分野も含めた地域資源を把握し活用すること、そして社会資源が不足する場合には新たに開発することが必要である。

本制度においては、支援調整会議において、プランの策定と評価を継続的に実施するなかで、地域課題を抽出し、社会資源の活用や開発を行うこととしている。また、改正法による改正後の法において、新たに福祉事務所設置自治体が組織することができるとされた支援会議においても、生活困窮者が地域において自立した日常生活及び社会生活を営むために必要な支援体制の検討を行うこととしている。

生活困窮者が排除されることのない社会をつくることや、生活困窮者が支えられる側から支える側に回ること、さらには支える・支えられるという一方的な関係から相互に支え合うという地域社会をつくること、生活困窮者支援の仕組みが地域に根付き地域の多様な課題の解決にも資するものとなること等は、いずれも本制度の重要な目標である。そして、このような本制度の目標である生活困窮者支援を通じた地域づくりを行うためには、自治体が主体的な役割を果たしつつ、官民協働によりこれを実現していくことが重要である。

### 1 他機関との連携を通じた地域づくり

生活困窮者を把握し、関係機関との連携を強化し、それぞれの役割を明確にして、一人ひとりの生活困窮者の支援にあたる必要がある。これにより、既存の制度や事業から漏れている生活困窮者の早期把握を達成するとともに、住民にとって、たらい回しの相談をなくし、相談から支援へのつながりが円滑に行えるようになる。

### 2 既存の社会資源の把握と活用

生活困窮者の支援に活用できる社会資源は、様々なものが地域に存在していると考えられるが、これらを生活困窮者支援のために効果的に活用することができるようネットワークとしてつなぎ直していくことが必要である。その上で、地域に不足する社会資源については、行政と民間団体とが協働して開発していくことが重要である。

そのため、まずは現在地域にある社会資源について把握しておくことが必要であり、また、就労の受け皿となることも念頭に、福祉関係機関のみならず、様々な分野を含めた社会資源との関係を構築しておくことが必要である。

アウトリーチや見守り活動を効果的に展開するためには、インフォーマルな支援との連携が重要であり、地域で活動する様々な人材を把握しておくことも重要である。

地域の社会資源を把握した上で、生活困窮者のニーズと社会資源のニーズをつなぎ直すことで、①就労先等の開拓、②認定就労訓練事業者の確保、③社会参加の場づくりが可能となる。

### 3 社会資源の開発

一人ひとりの利用者のニーズに合った社会資源が不足する場合には、自立相談支援機関と関係機関が協働で社会資源の開発を検討していくことが求められる。自治体は、生活困窮者支援を通じた地域づくりの観点から、この社会資源の開発に関し適切に役割を果たす必要がある。

本人が利用しうる社会資源がない場合、自立相談支援機関と支援調整会議の参加者が協力して社会資源を開発するか、又は地域の課題として共通認識を持った上で既存の協議会等において検討し対応することも考えられる。

### 4 住民への理解促進

生活困窮者への支援に関する地域住民の理解が不十分な場合、効果的な支援が展開できないことも考えられる。このため、改正法による改正後の法第4条の規定において、国及び自治体に対し制度に関する広報等の努力義務が設けられているところである。各自治体におかれては、地域住民や関係機関に対し生活困窮者支援に関する説明等を通じて積極的な情報発信を行い、本制度の理解を促進し、地域の支援体制のより一層の強化を図ることが重要である。

こうした取組によって、排除のない包摂的な地域社会を住民とともに創造していくことが重要である。

## 第 11 その他

### 1 事業の評価及びその活用

#### (1) 事業計画及び評価の重要性

本制度の実施主体である自治体においては、本制度による事業の質を担保するため、計画的に事業を実施し、適切に評価を行う必要がある。なお、毎年度事業実施に必要な予算については、事業の実施状況により定まるものであり、可能な限り効果的・効率的な支援を行うことが重要である。

このため、例えば自立相談支援事業については、

- ① 自治体は国から別途示される事業効果を検証するための指標や目標の目安（相談受付件数、プラン作成件数、就労・増収者数等）を参考としつつ、自ら目標値を設定するとともに、
- ② これを達成するための計画を策定し、
- ③ 支援の実施状況や達成状況を評価しながら、事業運営について不断の見直しを行うこと、

が求められる。（PDCAサイクルの実施）

また、自立相談支援事業以外の各事業においても、同様の評価を行うことが必要である。

なお、評価は経済的自立の達成状況のみならず多面的に行うことが必要であることに留意する。

#### (2) 地域福祉計画との関係

本制度は、地域づくりを制度の目標の一つとしており、地域福祉を拡充し、まちづくりをすすめていく上でも重要であることから、社会福祉法に基づく市町村地域福祉計画及び都道府県福祉支援計画に位置づけて計画的に取り組むことも効果的であると考えられる。

その際、「市町村地域福祉計画及び都道府県福祉支援計画の策定について（平成 26 年 3 月 27 日社援 0327 発第 13 号社会・援護局長通知）」において、本制度と地域福祉施策との連携に関する事項等を定めているので、参考にされたい。

なお、(1) に記載している事業計画と地域福祉計画の整理については、以下のように考えられる。

#### 110-1 事業計画と地域福祉計画の関係

計画の種類	主体	期間	盛り込む事項
事業計画	福祉事務所設置 自治体	毎年度	事業効果を検証するための目標値等 (相談受付件数、プラン作成件数、就労・増収者数等)
地域福祉計画	全自治体	5年間(3年目 で見直し)	・生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携に関する事項 ・生活困窮者の把握等に関する事項 等

### 2 個人情報の取扱等

法第 5 条第 3 項において自立相談支援事業を委託した場合の守秘義務について規定してお

り、法第7条第2項及び法第11条第2項で他事業にも準用されている。このため、法に基づく各事業は、関係者の守秘義務のもと行われることとなる。

生活困窮者の個人情報については、個人情報保護法や各自治体における個人情報保護条例等に基づいて取り扱われ、個人情報の利用、個人データの提供については、個人情報保護の観点から、基本的に本人の同意の下、行われる必要がある。

一方で、生活困窮者に適切な支援を円滑に提供するためには、支援の関係者間（自立相談支援機関、福祉事務所、ハローワーク、地域若者サポートステーション、医療機関等）において、各機関が把握している生活困窮者本人に関する情報を共有する要請は高い。そのため、本人が自己に関する情報が、支援に関して必要な目的の範囲内で、関係機関において利用されることについて、連絡票等をあらかじめ作成し、本人の同意を得ておくことが考えられる。

また、生命、身体、財産の危険があるときは、迅速に情報提供が行われるよう、ライフライン事業者等と協定の締結等をしていただきたい。

（参考）「地域において支援を必要とする者の把握及び適切な支援のための方策等について」（平成24年5月11日付厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）

※ 事業を委託する場合にあっても、各自治体における情報セキュリティ対策と同等の対策を課すことが重要である。①ソフトウェア（ウイルス対策、セキュリティホール対策、不要ソフトウェアの導入禁止等）、②機器（盗難の防止等）、③ルール（不必要なサイトの閲覧禁止、外部記憶媒体の管理、定期的な対策状況の確認等）といった対策が考えられる。

### 3 人材養成

#### （1）研修の実施

人材養成を目的にした研修は、当面、自立相談支援事業、就労準備支援事業、家計改善支援事業に従事する支援員を対象に国において実施されるが、これにのみならず、その参加者の規模や扱うテーマに応じて、福祉事務所設置自治体や自立相談支援機関が積極的に研修の実施主体となって企画・実施することに加えて、広域行政としての都道府県が主体となって地域の中核となる人材を計画的に育成していくことが求められる。

都道府県が主体となる研修としては、国研修の内容を地域の関係機関や自治体に伝達するための研修会等（以下「伝達研修」という。）が考えられる。

なお、伝達研修を含めた研修等を開催する際には、国研修の修了者にも研修の企画段階から積極的に参画してもらうとともに、研修の講師を務めてもらうこと等を検討することが重要である。

#### （2）人員の配置

生活困窮者自立制度による相談支援がしっかりと機能するためには、様々な課題に関する相談に対し、包括的に対応できる相談員の配置が重要である。また、自立相談支援事業の支援員の配置状況と新規相談件数との間に相関関係が見られているという実情もある。

改正法による改正後の法第4条第5項では、自治体の努力義務として、支援を適切に行うために必要な人員の配置について規定している。適切な人員配置を行うことで、複合的な課題を抱える生活困窮者への支援の充実が図られるよう、人材の確保に取り組んでいただきたい。

## 4 調査（データ収集）等

### （1）調査（データ収集）

法の施行状況を把握するため、図表 11-2 の調査（データ収集）を実施する。

図表 11-2 法の施行状況に関する調査

調査等の名称	調査内容	実施時期	対象自治体
（1）支援実績に関する調査	新規相談受付件数、プラン作成件数、就労・増収者数（総数）、就労支援対象者数のうち就労・増収者数等	毎月 ※システムによる把握に移行	福祉事務所設置自治体
（2）事業実績等に関する調査	人員体制、事業の実施方法等の実施状況、各事業の実績に関する調査 等	年1回	福祉事務所設置自治体
（3）事業実施意向調査	任意事業の実施意向	年1回	福祉事務所設置自治体
（4）住居確保給付金の支給に関する調査	支給決定者数・支給額、常用就職者数、支給中止件数等	年2回	福祉事務所設置自治体
（5）認定就労訓練事業者数調査	就労訓練事業の認定数、認定事業者数等	四半期毎	都道府県、指定都市、中核市
（6）その他	・支援効果の見える化に関する調査 等	随時	関係自治体

### （2）生活困窮者自立支援統計システム

本制度の業務が効率的かつ円滑に行われるようにするとともに、制度の実施状況を迅速に把握する観点から、全国統一の帳票類の活用、当該入力情報の統計処理等を内容とする「生活困窮者自立支援統計システム」を運用している。

当該システムは、全国統一的な運用が行えるよう、国が一括して開発し、政府共通プラットフォーム上に構築されている。